

人吉都市計画土地区画整理事業の決定（人吉市決定）

都市計画青井被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		青井被災市街地復興土地区画整理事業		
面 積		約 5. 2 h a		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	都市計画道路 3・5・1 3 相良鬼木線	
			都市計画道路 3・5・1 4 下町宝来線	
	1 配置の方針 本地区を東西方向に横断する都市計画道路 3・5・1 3 相良鬼木線及び都市計画道路 3・5・1 4 下町宝来線を軸とした道路配置とし、緊急輸送道路及び避難経路として地区の防災性の向上を図る。 区画道路については、現況道路の拡幅や新規道路の整備により、狭あい道路や未接道敷地を解消するとともに、避難路としての機能を確保できるように、土地利用や街区構成等を考慮して適切に配置する。			
	2 標準幅員の設定方針 幹線道路（都市計画道路 3・5・1 3 相良鬼木線及び都市計画道路 3・5・1 4 下町宝来線）について、幅員 1 4 m を標準とする。 区画道路については、原則として消防自動車が通行可能な幅員 6 m 以上を標準とする。			
	公園及び緑地	街区公園は誘致距離、避難地としての機能、避難路とのアクセス等を配慮しながら、周辺住民の憩いやレクリエーション、青井阿蘇神社と連携した賑わい・観光交流の空間として、適宜配置する。		
	その他の公共施設	下水道は、既設管渠を活用しつつ、必要に応じて道路計画に併せた下水道管を新規に布設し、全各戸に対応するよう計画する。 雨水は、雨水排水計画に基づいて、適切に処理する。		
宅地の整備		現況のコミュニティに配慮しつつ、被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。 幹線道路沿道には商業や併用住宅・共同住宅等の土地利用を図り、後背地には安全かつ快適な住宅地の形成を図る。		

「施行区域は計画図表示のとおり」